

Topics

2018年度プロジェクトがスタート

21世紀政策研究所では、Society5.0の実現に向けて、以下のプロジェクトを進めています。また、必要に応じて適宜、プロジェクトの追加・見直しを行っていく予定です。

産業・技術	<p>①人工知能、データ、ブロックチェーンなどの新たな技術による社会的課題の解決に向けて、人文・社会科学の視点から研究する。 (研究主幹：検討中)</p> <p>②サイバー攻撃の現状を明らかにし、情報連携や法制度も含めて望ましいサイバーセキュリティの方向性と対策を研究する。 (研究主幹：大澤淳 中曽根康弘世界平和研究所主任研究員)</p> <p>③欧州で成長戦略の柱の1つに位置づけられているサーキュラーエコノミー（CE）政策について、標準化等を含めた周辺動向も調査し、日本企業への影響や対応方針を検討する。 (研究主幹：梅田靖 東京大学大学院工学系研究科精密工学教授)</p>
エネルギー環境	<p>企業の国際競争力や国民生活への影響を念頭にカーボンプライシングに関する論点を深掘りする。また、COP等の機会を捉え地球規模での温室効果ガスの削減方策等をめぐり主要国関係者との間で情報交換する。 さらに、内外の再生可能エネルギー導入に関する最新情報を調査する。 (研究主幹：有馬純 東京大学公共政策大学院教授／研究副主幹：竹内純子氏)</p>
外交海外	<p>①米国 米国の動向を中期的視点から展望するとともに、中間選挙を念頭に米国の主要政策（産業、通商、環境エネルギー、外交安保等）や連邦－州政府関係等を分析する。 (研究主幹：久保文明 東京大学大学院法学政治学研究科教授／研究副主幹：前嶋和弘 上智大学総合グローバル学部教授)</p> <p>②中国 国際社会に与える中国の影響、中国社会の変化、イノベーションの最新動向を分析する。 (研究主幹：川島真 東京大学大学院総合文化研究科教授)</p> <p>③欧州 政治経済情勢、安全保障、EU改革、法規制等の視点から欧州統合の将来とBrexit後の英国について研究する。 (研究主幹：須網隆夫 早稲田大学大学院法務研究科教授)</p>
税・経済法制	<p>BEPSプロジェクトに関連し、OECDや諸外国の動向等を引き続きフォローし、経団連税制委員会と協力してOECD当局等との政策対話を行う。また、諸外国の税制改革の動向も注視する。 (研究主幹：青山慶二 早稲田大学会計学研究科教授)</p>
地域活性化	<p>超スマート社会の地方での実現に向け都市のあり方、物流、農業、食品、流通、観光、林業、医療等の分野におけるイノベーションの先進事例を研究する。 各地の会員を対象とするセミナーや研究主幹との懇談会を開催し、地域のニーズを把握するとともに、研究成果の提供を行う。</p>

BEPSプロジェクト最終局面 —各国の運用の継続監視が重要

早稲田大学大学院会計研究科教授

青山慶二氏



当研究所では、企業担当者、学者、税理士等によって構成される国際租税研究会の会合を定期的で開催し、2013年中旬以降はG20/OECDの「BEPS（税源侵食と利益移転）プロジェクト」を主要な研究テーマとしてきました。現在、BEPSプロジェクトは既にOECD/G20ベースの最終報告書が完成しており、執行段階に入っています。そこで、この段階で、青山研究主幹にBEPSプロジェクトの進捗状況や今後の国際租税研究会の活動についてお話をうかがいました。（6月23日）

——BEPSプロジェクトの進捗状況について教えてください。

BEPSプロジェクトは、2015年10月にOECD/G20ベースの最終報告書が完成しました。同プロジェクトは、その時点で解決できなかった積み残し部分はありますが、執行段階に入ったといえます。

最終報告書段階で積み残しとなっていた主要事項は、①電子経済（行動1）のファイナルレポートの作成、②PE（恒久的施設）認定の人為的回避の防止（行動7）に伴うPEへの所得の帰属に関するガイダンスの作成、③移転価格（行動8～10）に関するガイダンスの作成です。その中で、上記②・③のガイダンス作成業務は順調に進んでいると考えて問題ないですが、上記①の電子経済のファイナルレポートの作成は、政治的な対立が背景にあることもあり、難航しています。

——BEPSプロジェクトのこれまでの成果についてどのように評価されていますか。

「賞賛すべき点」と「消化不良の点」があると考えています。前者は、発展途上国も議論に参加し、

インクルーシブフレームワークを構築できたことです。これにより、最終報告書で提示された処方箋の効果が多くの国に及ぶことが期待できます。

一方、後者は、多数の国が議論に参加していることの宿命かもしれませんが、議論に参加しているすべての国が同じ方向に向かっているとしても、その具体的な実施方法の統一は難しく、合意された単一の方法で国際的な二重非課税を一気に解消するという、BEPSプロジェクトの当初目標の達成が困難になっているという点です。そして、このことは、いくつかの事象にみとれます。

——「消化不良の点」は、どのような事象に現れていますか。

たとえば、最終報告書では15の勧告が示されていますが、ミニマムスタンダードとして特定の解決方法を提示できた第1グループに対し、改善策の導入を合意するがその解決方法が1つに限定されていない第2グループ、更には、ベストプラクティスを提示し改善の方向性を例示するのみで着手義務があいまいな第3のグループに分かれています。3つのグループ間の拘束力にみられるグラデーション（図参照）は、グローバルベースでの合意達成の困難性を物語っています。また、2017年6月に日本を含む67の国と地域が署名した多国間税務協定（BEPS防止措置実施条約）に参加している国も、その規定の一部の適用を留保するなどしており、これも消化不良の印象を与える原因の一つだといえます。

たとえば、BEPS防止措置実施条約のうち、PEの定義についてはミニマムスタンダードとはされていないため、その定義は各国の国内法の定義も反映して条約ごとに違う場合もあり得ます。PEは、その

定義とPEへの所得の帰属の両面についてコンセンサスが得られないと、グローバルビジネスを安心して行うことができませんが、現時点においては、その両面が心許ない状況にあるといわざるを得ません。

——重要積み残し案件である電子経済への課税の概要について教えてください。

電子経済への所得課税は、最終報告書の段階で積み残しにされましたが、2018年3月にOECDが中間レポートを公表しており、今後、2020年にファイナルレポートが出されることになっています。

現在、電子経済については、EUやインド等をはじめ、2020年のファイナルレポートを待たずに暫定的に課税を行う動きが全世界的にみられます。また、OECDの内部では電子経済への課税に対する抜本的な解決策が検討されていますが、電子経済への課税について、①HDBs（高度に電子化された企業）のみを切り出して課税方法を検討すべきであるとする立場、②HDBsのみを切り出すべきではなく、国際課税の枠組み全体を議論すべきとする立場、③見直しは時期尚早であるとする立場が対立しています。このなかで、上記②の立場を主張している国は、競争力を持つHDBsを輩出している国であり、電子経済は将来法人企業全体に及ぶものであるとして国際課税の枠組み全体の再検討を主張しています。しかし、このグループの当面の目的は、HDBsへの暫定的課税の拡大を抑止したいというものではないかと思われます。いずれにしても、各

国に政治的な思惑があるなかで、各立場の間の調整が難航することが予想されます。

日本の企業は、HDBsと他の業種の企業との間では別の対応がありうると認識しているのではないかと、すなわち、上記①か③の立場に共感するところが多いのではないかと思われます。来年は日本がG20の議長国ですが、電子経済への課税の議論の調整は困難を伴うことが予想され、議長国である日本の調整力が試されることになりそうです。

——重要積み残し案件であるPEへの所得の帰属についてどうなっていますか。

「PEへの所得の帰属に関する追加的ガイダンス」が2018年3月に公表されました。これにより、この問題について、OECDの役割は一応終了したことになります。このガイダンスについてみると、日本のビジネス界は、OECDのスタンスによれば代理人PEに対する課税が不当に重くなる恐れがあるとして、いわゆるSingle Taxpayer Approachで制度設計すべきと主張してきました。しかし、この主張は受け入れられず、上記ガイダンスにおいてはDual Taxpayers Approachが再確認されたことは残念に思います。もっとも、上記ガイダンスで紹介されている事例の解説をみると、代理人PEに対して独立企業間価格に基づく支払が行われ、代理人PEがリスクを引き受けているのであれば、PE帰属所得は最低限もしくはゼロとなる旨明記されており、日本のビジネス界の主張が一定程度反映されたとも受け

(次頁に続く)

最終報告書の15項目の勧告が有する法規範性

『第1グループ』

- ミニマムスタンダードを提示するもの
行動5(有害税制への対抗)、行動6(条約の濫用防止)、行動13(移転価格文書化)、行動14(紛争解決メカニズムの効率化)

『第2グループ』

- 既存のスタンダードの改正内容を勧告するもの
行動7(PE認定の人為的回避の防止)、行動8~10(移転価格と価値創造の一致)
- 共通アプローチを提示するもの
行動2(ハイブリッド・ミスマッチの無効化)、行動4(利子控除制限)

『第3グループ』

- ベストプラクティスを提示するもの
行動3(タックスヘイブン対策税制の強化)、行動12(タックス・プランニングの開示)

止められます。

PE認定の人為的回避の防止（行動7）についての提言は、解決方法が1つに限定されていない第2グループに属するもので、税務の運用について各国に裁量権を残すものですが、その基本方針については合意されており、運用方法についてのガイダンスも出されたので、各国の取り扱いの違いをミニマイズすることができるのではないかと期待しています。

——重要積み残し案件である移転価格税制についてはどうですか。

移転価格税制については、最終報告書で行動8～10の勧告が出されたことを受け、2017年7月にOECD移転価格ガイドラインが改訂されました。そして、近々、PS法（利益分割法）に関する改定ガイダンスと、HTVI（評価が困難な無形資産）の利得の算定・配分に関するガイダンスが公表される予定で、この追加ガイダンスでは、HTVIから実際に生じた利得を考慮して事後的にHTVIの取引価格を評価する「所得相応性基準」が取り上げられています。OECDとしては、第2グループに属する移転価格（行動8～10）の部分についても、今回の各ガイダンスの公表により、PE認定の人為的回避の防止（行動7）と同様、ガイダンス設定により運用方法の中身を詰めたことから、各国の取り扱いに予測可能性を与えたという意味で、やるべきことの大部分を終了させたこととなります。

日本は、与党税制改正大綱が所得相応性基準の採用を今後の改正アジェンダに挙げているので、すでに立案当局が検討作業に着手していると思われますが、BEPS参加国の中には所得相応性基準を採用しない国も出てくると思います。所得相応性基準がどの程度の数の国で採用されるかは、ビジネスにとって新たな二重課税リスクの予測可能性にも関わりますので、各国の立法動向について継続的にモニタリングしていく必要があります。

——これまで、国際租税研究会はどのような活動を行ってきましたか。

国際租税研究会では、OECD/G20ベースのBEPS最終報告書の作成に当たり、OECD当局から

公開されるディスカッション・ドラフトについて検討・議論してきました。そこでの議論は、経団連を通じてBEPSプロジェクトの事務局であるOECD租税委員会に通知されましたが、最終報告書にはその申入れの趣旨が反映された事例が散見されています。

特に、各企業が課税当局に対して提出する国別報告書については大きな成果を挙げており、最終報告書段階では、ドラフト段階の案とは異なり、ロイヤルティ、利子、役務提供の対価（service fee）等の個別項目の記載が不要とされ、また、経営の中枢に係る文書を親会社で集中的に管理し守秘性を確保することができる提出方法が採用されました。これは、財務省の理解を得ながら、日本のビジネス界が声を上げ、世界の議論をリードした成果です。このように、日本の意見がOECDの諮問機関であるBusiness at OECD（BIAC）の中心的な意見になったこと背景には、数年前から東京OECD事務局との年次対話会合を設け、日本のビジネス界の意見を直接OECDに伝えるようにしたことの効果が大きかったと考えています。

——国際租税研究会のこれからの活動について教えてください。

国際課税研究会は、従来、企業から、問題があると思われる国際課税についての報告を受け、国際課税ルールに照らしてその課税にどのような問題があるのかを分析し、必要があれば政府から相手国に働きかけをしてもらったり、場合によっては国際会議での議論に繋げたりする活動を行ってきました。各国の税制や課税方法をモニタリングすることは、国際租税研究会が長きにわたって継続してきた活動であり、国際租税研究会の使命だと考えています。BEPSプロジェクトの最終報告書で基本的な方向性が示されましたが、今後は、その方向性と各国の運用がどのように違うのかという観点でモニタリングを継続していくことになると思います。もちろん、その過程で把握されたグローバルな課題に対しては、BEPSプロセスと同様、ルール改訂を申し入れるリーダーとしての役割を引き続き務めていきたいと思っています。

（研究員 若林慶浩）

Project 報告書「グローバル時代における新たな国際租税制度のあり方～BEPSプロジェクトの重要積み残し案件の棚卸し検証～」を公表

青山慶二研究主幹のお話（2～4頁）にもあり、BEPSプロジェクトは、現在、重要案件を複数積み残しながらも、2015年に最終報告書が発表され、そこで示された諸勧告を具体的に執行する段階に入っています。研究プロジェクト「グローバル時代における新たな国際租税制度のあり方」では、この度、BEPSプロジェクトで積み残しとなった重要案件（第1章～5章）及び日本のビジネス界への影響が大きい米国税制（第6、7章）について、各委員が分析・検討した報告書を公表しました。

本報告書では、BEPSプロジェクトで積み残しとなった重要案件について、第1章で2017年6月に日本を含む67の国と地域が署名したBEPS防止措置実施条約についての解説、第2章で電子経済への課税（BEPS行動1）について2018年3月に公表された

EUの提案とOECDの中間報告書を踏まえた検討、第3章で移転価格（BEPS行動8～10）の最大のテーマともいえる評価困難な無形資産についての検討、第4章でPE帰属所得の算定（BEPS行動7）についての検討、第5章でPS法（利益分割法）適用のガイダンスについての検討がそれぞれ行われています。そして、米国税制について、第6章で米国のトランプ税制改正の主要項目の解説と日本企業にとっての課題の指摘、第7章で米国の国際的組織再編に関する課税上の課題のとりまとめとトランプ税制改正の影響についての検討が行われています。

報告書は、21世紀政策研究所のホームページ（<http://www.21ppi.org>）で全文を公開していますので、是非ご覧下さい。

（研究員 若林慶浩）

報告書「グローバル時代における新たな国際租税制度のあり方～BEPSプロジェクトの重要積み残し案件の棚卸し検証～」目次

はじめに

- 第1章 多国間税務協定が日系企業に与える影響
- 第2章 電子経済—法人源泉地国課税の課題に係る一考察
- 第3章 評価困難な無形資産＝所得相応性基準について
- 第4章 PE帰属所得の計算における残された問題
- 第5章 BEPS残された問題：PS法
- 第6章 米国税制改正における国際課税の主要な変更点について
- 第7章 国際的組織再編に関する米国連邦所得税上の取扱い
—要点と最近の動向

報告書「情報化によるフードチェーン農業の構築」を公表

当研究所の研究プロジェクト「情報化によるフードチェーン農業の構築」（研究主幹：大泉一貫 宮城大学名誉教授）では、日本の人口や農家数が減少する中で、農業のICT化が農業の成長にどのように寄与するか議論を重ね、このたび標記報告書を公表しました。

本報告書の第1章〈大泉一貫・宮城大学名誉教授〉では、農業の情報化が、ICT化によって農業生産や経営を改善する「第1ステージ」、フードバリューチェーン全体を俯瞰して経営システムを改善する「第2ステージ」、他の産業と融合した「データ駆動型農業」を実現する「第3ステージ」へと進展すると論じています。第2章〈本間正義・西南学院大学教授〉では、日本の農業が国際化の中で生き残るために、輸出を視野に入れた食料関連産業の一部として農業を捉え、情報化の進展とともに必要な改革の方向性について述べています。第3章〈山下一仁・キヤノングローバル戦略研究所研究主幹〉では、IT・AI技術が農業やサプライチェーンのシステム全体を根本的に改善す



大泉一貫 研究主幹

る可能性について報告しています。

続くコラムは、先進技術を利用した将来の農業の姿について、森川博之・東京大学教授、二宮正士・東京大学名誉教授ほか4名の有識者に寄稿いただきました。

国内事例研究では、ITの導入に成功している19社について、農業ジャーナリストの青山浩子氏、窪田新之助氏による取材内容を記載しております。

報告書は、21世紀政策研究所のホームページ (<http://www.21ppi.org>) で全文を公開していますので、是非ご覧下さい。

(主任研究員 白井聡明)

【報告書】情報化によるフードチェーン農業の構築 目次

はじめに

第1章 情報化によるフードチェーン農業の構築……………大泉 一貫

第2章 日本農業の現状とフードバリューチェーン

～新たな食料産業の構築に向けて～……………本間 正義

第3章 IT・AI技術と新しい農業・フードチェーン……………山下 一仁

- [コラム]
1. ストーリーとしての農業・食品産業…………… 森川 博之
 2. IoT・ビッグデータ・AIを活用した持続的農業生産の実現
 －世界的な食料不足時代に備える…………… 二宮 正士
 3. 大量離農はアグリテック導入の好機…………… 窪田 新之助
 4. 植物との対話に基づく農業…………… 峰野 博史
 5. 新たな育種手法が切り開く未来の農業…………… 加々美 勉
 6. 大企業と中小企業との連携によるオープンイノベーション…………… 森川 博之
 7. 未来の日本農業を考える視点…………… 南石 晃明

[国内事例研究] 全19社…………… 青山 浩子・窪田 新之助

セミナー「パリ協定特別作業部会ボン会議報告およびエネルギーをめぐるドイツの最新情勢」を開催

当研究所では、5月18日に大阪市内にて、6月14日には東京にて、セミナー「パリ協定特別作業部会ボン会議報告およびエネルギーをめぐるドイツの最新情勢」を開催しました。

今回のセミナーでは、当研究所の有馬純研究主幹が、5月初めドイツ・ボンで開催された気候変動枠組み条約補助機関会合に参加した結果に加え、竹内純子研究副主幹がドイツの環境・エネルギー政策について現地調査した結果についてもあわせて報告しました。有馬研究主幹の講演概要は次のとおりです。

■第48回補助機関会合の結果

2015年に合意されたパリ協定を機能させるための詳細ルール交渉は、今年12月のCOP24（ポーランド・カトヴィツェ）での合意をめざしているが、予断を許さない状況にある。大きな構図としては①先進国・途上国の目標の差異化と、②資金援助にこだわる途上国 vs 資金援助の拡大を避けたい先進国の2つの対立軸である。詳細ルール交渉において、先進国は、参加各国が温室効果ガス排出量を削減し、気温上昇2度未満というゴールに貢献するためにどのようなアプローチをとるかは自国決定である以上、各国の能力差や国情に配慮する規定は不要と考える。一方、途上国は制度的に先進国に厳しく途上国に甘いレビュープロセスを主張している。また、途上国は国別目標の中に削減目標のみならず、途上国への資金援助目標も盛り込み、報告・レビュー対象とすることなど、あらゆる局面で途上国への支援拡大のルール化を狙っている。他方、先進国側は野放図な資金援助の拡大に慎重である。

米国はトランプ大統領のパリ協定離脱表明後も引き続き公表に参加している。最も重視しているのは透明性フレームワークであり、特に中国が米国より



有馬純 研究主幹

も緩い扱いを受けることは共和党、民主党を問わず受け入れられない。COP24に向けた交渉は、9月初めにタイ・バンコクで再交渉が行われることとなっているが、COP24で合意できるかは未知数である。

■ドイツの状況

ドイツが進める、脱原子力・脱化石燃料、再生可能エネルギーへの転換政策であるEnergiewendeはビジョンとしては浸透しているものの、実現可能な戦略的アプローチにまでは至っていない。エネルギー政策の目的は本来、補助金に頼らなくても安全且つ環境性能に優れたエネルギーを安定的に安価な電源として優先して発電するような制度設計が行われ、国民の負担するコスト全体を下げることが重要である。また、再エネ導入目標を達成できるかどうかは、送電線建設問題をクリアする必要があるが、日本はうまくいっている諸外国の成果・事例を見極めて取り入れるべきである。

■最近の国内動向

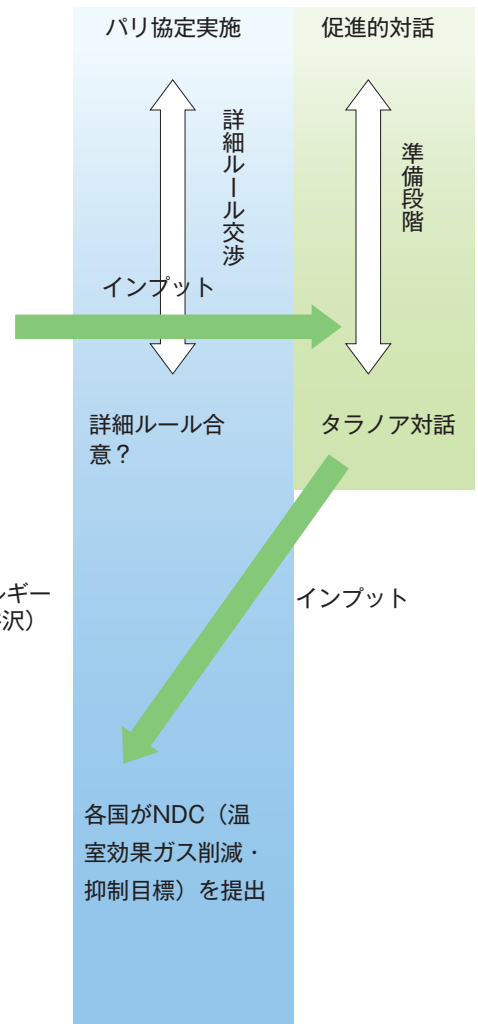
2030年のエネルギーミックスの実現と2050年を見据えたシナリオ設計の検討が進んでいる。2030年は、各エネルギー源（省エネ、再エネ、原子力、火力等）の基礎的な政策の見直しと実行に当てられる。しかし、原子力の再稼働、運転期間延長でエネルギーミックスの実現可能性が低い場合、エネルギーコストの上昇は、日本経済全体にとってマイナ

(次頁に続く)

スの要因となりかねない。
 2050年には更に多くの不確
 実性（地政学、地経学、技
 術動向等）がある中で、今
 夏には長期戦略検討が開始
 される。来年6月に予定さ
 れているG20に向け、議長
 国となる日本は、「ホスト
 国の陥穽」に陥ることな
 く、脱炭素化の趨勢に向け
 て全てのオプションを追求
 する必要がある。他方、民
 間企業はこの機をチャンス
 と捉え、技術力で世界の市
 場を担ってほしい。
 （主任研究員 酒井ゆう子）

今後の内外スケジュール

- 国際
- 2018年
 - 5月 補助機関会合（ボン）
 - 6月 G7サミット（カナダ・ラマルベイ）
ペーターズベルク対話（ベルリン）
気候行動閣僚会合（ブラッセル）
 - 7月 G20サミット（ブエノスアイレス）
 - 9月初旬 追加会合（バンコク）
 - 9月 気候行動サミット（サンフランシスコ）
国連総会（ニューヨーク）
 - 10月 1.5°Cに関するIPCC特別報告書
 - 10月 プレCOP（クラコフ）
 - 11月 米中間選挙
 - 12月 COP24（カトビツエ）
 - 2019年
 - 1月 タボス会議
 - 未定 G7サミット（フランス）
 - 5-6月 G20持続可能な経済成長のためのエネルギー
転換と地球環境に関する閣僚会合（軽井沢）
 - 6月 G20サミット（大阪）
 - 9月 国連気候変動サミット
 - 11月 米国パリ協定離脱通報？
 - 11月 COP25（ブラジル？）
 - 2020年
 - 11月 米国パリ協定離脱？
 - 11月 米大統領選
 - 2022年 IPCC第6次評価報告書
 - 2023年 グローバルストックテーク（5年毎）



What's new

- 5月18日 地球環境 関西セミナー「パリ協定特別作業部会ボン会議報告および温暖化対策をめぐる最新情勢」を開催しました。
- 5月 農業 報告書「情報化によるフードチェーン農業の構築」を公表しました。
- 6月14日 地球環境 セミナー「パリ協定特別作業部会ボン会議報告およびエネルギーをめぐるドイツの最新情勢」を開催しました。
- 6月 国際租税 報告書「グローバル時代における新たな国際租税のあり方～BEPSプロジェクトの重要積み残し案件の棚卸し検証～」を公表しました。
- 7月13日 地球環境 関西セミナー「日本のエネルギー・環境政策の今後—ドイツ・イギリスからの示唆—」を開催しました。
- 7月27日 CE セミナー「欧州CE政策により加速するビジネスモデルの転換」を開催しました。

【今後の開催予定】

- 8月 1日 欧州 シンポジウム「英国のEU離脱とEUの将来展望～第二第三のBrexitは起こるのか～」を開催する予定です。